

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案の概要について

総 務 省 統 計 局
経済産業省大臣官房調査統計グループ

1 改正の背景

経済センサス - 活動調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）の定めるところにより、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として実施している。

省令案は、統計法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第375号）により、経済センサス - 基礎調査の事務としていた調査区の設定及び修正に関する事務（市区町村事務）を、経済センサス - 活動調査において行うこととされたため、経済センサス活動調査規則において必要な事項の措置等を行うものである。

なお、経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）において措置していた調査区関連規定については、別途総務省令で廃止する予定である。

2 改正の概要

「調査区」の規定の新設等を行うため、所要の改正を行うものである。

（1）「調査区」の規定の新設等（第7条、第8条の2、第10条の2及び第17条の2）

- ・経済センサス - 基礎調査で調査区の設定及び修正、管理は行わないことから、経済センサス - 活動調査において調査区の設定及び修正、管理に関する規定の新設等

（2）その他所要の改正（第9条、第10条、第18条）

- ・行政記録情報に定義を追加
- ・調査票等の保存責任者を総務省統計局長から総務大臣に変更 等

3 施行期日

公布の日から施行する。